

重要

返還が完了するまで大切に
保管してください

奨学生番号

G

学習院奨学金返還のてびき (平成28年度版)

学校法人学習院

財務部会計課

学習院奨学金の返還ホームページ

<http://www.gakushuin.ac.jp/ad/kaikei/s-henkan.html>

目 次

奨学金返還を始める皆さんへ	-----	1
I 学習院奨学金の返還	-----	2
1. 学習院奨学金の返還の条件	-----	2
(1) 返還回数		
(2) 割賦返還方法		
(3) 割賦金		
(4) 返還期日		
(5) 利息		
2. 奨学金の返還方法	-----	3
(1) 振り込みによる返還		
(2) 請求の事前通知		
(3) 奨学金の繰上返還		
(4) 外国からの奨学金返還		
3. 奨学金返還の督促	-----	4
4. 奨学金返還完了（完済）通知	-----	4
5. 奨学金返還の猶予	-----	4
(1) 学習院が設置する学校への進学者、本学の法務研究生、留年者		
(2) その他		
II その他の諸届	-----	5
(1) 連絡先変更、改氏名等に係る諸届		
(2) 連帯保証人変更届		

奨学金返還を始める皆さんへ

学習院奨学金は“貸与制”のものです。

これは奨学金が返還されることを前提に設けられており、学業に励む後輩の学習院生を支援する資金となるものです。

皆さんからの奨学金の返還が円滑に行われまないと、次の奨学金貸与に大きな支障が生じることになります。

約束のとおり奨学金を返還することが皆さんの責任であり、また義務です。

毎年遅滞なく奨学金を返還するためには、事前に準備をしておく必要があります。

年1回12月の返還に合わせて、計画的にお金を蓄えるよう努力しましょう。

I 学習院奨学金の返還

1. 学習院奨学金の返還の条件

(1) 返還回数

●平成23年度以降の入学者

奨学金の貸与を受けた学期の数により返還年数が異なります。

貸与を受けた学期数	返還年数
通算して2学期分以下	5年以内
通算して3学期分以上	10年以内

●平成22年度以前の入学者

奨学金の貸与を受けた年度の数により返還年数が異なります。

貸与を受けた年度数	返還年数
1年度	4年以内
2年度	8年以内
3年度	12年以内
4年度以上	15年以内

(2) 割賦返還方法

【年賦】で返還します。

※金融機関口座からの自動引き落としではありません。

用紙**【奨学金振込依頼書】**を使用して、銀行等から返還金を振り込んでください。

⇒詳細は**【2. 奨学金の返還方法 (1)】**を参照してください。

(3) 割賦金

【元金均等割り】を原則とします。

1回あたりの返還額は、貸与総額を返還年数で割った金額です。

(4) 返還期日

【毎年12月15日】です。

(5) 利息

【無利息】です。

2. 奨学金の返還方法

(1) 振り込みによる返還

毎年11月下旬に、会計課から【奨学金振込依頼書】を本人宛に送付します。

到着後は【奨学金振込依頼書】を使用して12月15日（15日が金融機関休業日の場合は、その前営業日）までに金融機関の窓口等から返還金をお振り込みください。

なお【奨学金振込依頼書】を使用して、記載の振込先銀行の国内本支店窓口から振り込むと、振込手数料が無料になります。

やむを得ず金融機関のATM等を利用して振り込む場合は、振込人名義は本人氏名だけではなく、氏名の前に必ず奨学生番号を入力してください。（振込人名義例：GD20130123メジロタロウ）

この場合、振込手数料は自己負担となります。

なお、ゆうちょ銀行および郵便局からの振込みはできません。

※【奨学金振込依頼書】の送付先については、申し出により変更を受け付けますので【学習院奨学金連絡先変更届】を会計課に提出してください。なお、送付先は国内に限ります。

(2) 請求の事前通知

【奨学金振込依頼書】の送付について、事前通知は行いませんので、当該年度返還する予定の金額はお手元の奨学金借用証書の写し等で確認のうえ、返還準備をしておいてください。

また、郵送されました【奨学金振込依頼書】には、当該年度の請求額のほか【貸付総額】【返還済額】【貸付残額】【奨学金返還予定表】が記載されていますので、ご確認ください。

(3) 奨学金の繰上返還

奨学金の繰上返還は、随時受付ます。電話または文書にて、会計課までご連絡ください。

12月15日の奨学金返還期日に合わせて全額返還、または一部繰上返還を希望する場合は、遅くとも10月末日までにご連絡ください。

(4) 外国からの奨学金返還

海外からの送金は、手続きが煩雑なうえに手数料等も高額となるため、お勧めしません。

外国に在留している期間の奨学金返還請求については、国内の連帯保証人宛に郵送します。

予め国内の連帯保証人と相談のうえ、返還が円滑に行われるようにしておいてください。

3. 奨学金返還の督促

奨学金の返還は、奨学生本人が最後まで責任をもって行わなければなりません。

返還が遅れたり滞ったりする場合は、督促します。奨学生本人が奨学金を返還しない場合には、連帯保証人（父母）および父母以外の連帯保証人へも請求します。

4. 奨学金返還完了（完済）通知

奨学金返還が完了した場合は、当該年度の年度末までにお預かりしていた【学習院奨学金借用証書】をご本人宛に郵送にて返却します。

5. 奨学金返還の猶予

(1) 学習院が設置する学校への進学者、本学の法務研究生、留年者

【学習院奨学金返還猶予願（届）】に必要事項を記入のうえ会計課へ提出してください。

(2) その他

原則として、上記に該当する方以外の猶予は認められません。返還猶予を願い出る前に、先ず連帯保証人と返還の相談をしてください。相談の結果、連帯保証人からの返還も困難であり、猶予願出の事由が下表に該当する場合のみ【学習院奨学金返還猶予願（届）】および必要書類を提出することで、審議の結果、猶予が認められることもあります。その際は、会計課より連帯保証人2名に対して、返還が困難であるか否かの確認をさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

願出事由	添付書類	証明書発行者
他大学、他大学院に進学	在学証明書	その学校または 機関の長
外国の学校に留学	在学証明書（外国語の場合は必ず日本語訳を添付）	
専修学校に在学	在学証明書（修業年限が1年以上のものに限る）	
災害	罹災証明書（発生年度に限る）	市区町村 消防署長
傷病	診断書（就業困難を証明するもの、コピー可）	医師

上表以外の事由による猶予については、事前に会計課までご相談ください。

【学習院奨学金返還猶予願（届）】は当該年度のみ有効です。

複数年に渡り猶予が必要となる場合、年度毎に猶予願を会計課へ提出していただくこととなりますのでご注意ください。

また、猶予願には借用証書に記載した連帯保証人2名の実印押印が必要となります。

<例>

2017年3月に大学卒業

2017年4月に大学院進学 猶予願を提出 → 2017年度の返還が猶予される

2018年4月に大学院進級 猶予願を提出 → 2018年度の返還が猶予される

【学習院奨学金返還猶予願（届）】は当該年度の4月1日以降、遅くとも10月末日までに会計課へご提出ください。

(直接、来課される場合は、念のために本人押印の印鑑を用意してください。)

II その他の諸届

(1) 連絡先変更、改氏名等に係る諸届

転居等により奨学生本人および連帯保証人の連絡先が変更した場合は【奨学金振込依頼書】の送付に支障をきたしますので**【学習院奨学金連絡先変更届】**を速やかに会計課まで提出してください。

(2) 連帯保証人変更届

連帯保証人の死亡等により連帯保証人を変更する場合は**【学習院奨学金連帯保証人変更届】**を会計課に提出してください。

★☆☆☆☆ メモ ★☆☆☆☆

◎学習院奨学金の返還に関する問い合わせ先

学校法人 学習院 財務部会計課

〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1

TEL : 03 (5992) 1045 FAX : 03 (5992) 9215

Mail : gakushuin-shogakukin-henkan@gakushuin.ac.jp

携帯電話からメールを送信される方へ



QRコード読み取り機能のある携帯電話をお持ちの方は、
左記のQRコードをご利用下さい。

これは奨学金返還に係る大切な書類です。

返還が完了するまで大切に保管してください。